

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第62号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)